

家族支援の充実、地域のこども・子育て 支援の取組の推進①

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進①

現状・課題等

- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援を進めることが求められている
- これまでも、利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等、様々な事業により、各自治体における妊産婦・子育て家庭に対する支援を推進
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度からは、全ての子育て家庭に支援を届けられるよう「こども誰でも通園制度」が制度化
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、小学校就学前のこどもから若者までを対象とした、地域における多様な居場所づくりを推進
- 児童虐待相談対応件数は令和4年度21.5万件と過去最多。こども家庭センター（R6）を中核に、関係機関・地域資源と一体となった早期支援体制の構築を進めている
- こうした中で、各自治体において、地域の実情に応じた支援体制の整備が進められているが、実施事業や地域資源など、取組に差が生じている状況がある
一方、児童虐待が大きな課題となり、また、地域子育て相談機関やこども誰でも通園制度が創設されるなど、保育所等における家族支援や地域のこども・子育て支援への期待は高まっており、地域の中で機能を発揮していくことが求められる

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等において、利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組等を進める

✓対応のポイント



- 利用児童の家族を支援
- 地域のこども・子育て家庭を支援
- 関係施策・関係機関との緊密な連携

【家族への養育支援や相談支援の推進】

- 利用児童の家族への養育支援や相談支援を推進する

【地域のこどもや子育て家庭への支援の推進】

- 保育所等における地域子育て相談機関（妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関：R6～）やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する

【要支援児童への対応強化】

- 保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進める
※こども誰でも通園制度においても、関係機関と連携した要支援児童への対応を進める

【こどもの居場所づくりの推進】

- こどもの居場所に関する様々なニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の視点に立った居場所づくりを推進



- すべてのこども・子育て家庭に必要な支援が届けられる社会の実現
- すべてのこどもが多様な居場所を持てる社会の実現
【利用者支援事業（基本型）のうち、保育所等における実施か所数の増加】

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離にあり、全ての妊産婦及びこどもとその家庭からの相談に応じ、子育て世帯に対して情報発信や能動的な状況確認等による子育て世帯と継続してつながる工夫、関係機関との連携を行う機関。
- この整備により、子育て世帯との接点を増やし、こどもの状況把握の機会を増やすことを目的としている。特に、子育て世帯の中には、行政機関であるこども家庭センターに直接相談することへの抵抗感もあり得ることから、こども家庭センターを補完することを想定。
- 市町村において、地理的条件、社会的条件、子育て関連施設の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。

